

第2 特定募集情報等提供事業に関する手続

1 特定募集情報等提供事業の開始の届出等

(1) 事業開始の届出

イ 特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、事業開始前に、特定募集情報等提供事業届出書（様式第8号の3）を提出することにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。（法第43条の2第1項）

ロ イの届出書の提出は、原則、電子政府の総合窓口 e-Gov 電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）を通じて行われるものとする。書面による届出を希望する事業者には、電子申請の利便性（※）が理解されるよう努め、行政の事務の効率化に資するよう積極的に電子申請による届出を促すこと。

※e-Gov 電子申請の主な利便性

- ①本届出の e-Gov 電子申請は電子署名（電子証明書）が不要であり費用がかからないこと
- ②パソコン等で作成した届出書の電子ファイルを送信するだけで簡単かつ短時間で済ませられること（ただし個人（事業主）は別途住民票の写しの郵送が必要）
- ③e-Gov 電子申請（の本手続きページやサイト内）に視覚的に分かりやすい手順解説があり、初心者でも利用できること
- ④届出・提出後の状況（受理済等）も e-Gov 電子申請サイト内で確認できること
- ⑤届出受理通知書が遅滞なく交付できること

ハ イの届出書には以下の書類を添付しなければならない。

(イ) 届出をしようとする者が法人である場合 当該法人の登記事項証明書1部

ただし、厚生労働省（本省）において登記情報連携システムにより登記事項証明書を確認、取得ができるため、登記事項証明書の添付を省略することができる。厚生労働省（本省）において、登記情報連携システムにより確認ができない場合は、厚生労働省（本省）から当該法人に対して、登記事項証明書（1部）の別途郵送による提出を求めることとなる。

(ロ) 届出をしようとする者が個人である場合 当該個人の住民票の写し1部

特定募集情報等提供事業届出書の「②名称」と「③所在地」に記入した氏名及び住所と同一の住民票の写しを添付（届出書が電子申請の場合別途郵送）する必要がある。

ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の許可若しくは届出番号を得ている者は、届出書の「許可番号」欄や「届出受理番号」欄に必要な記載をすることにより、厚生労働省（本省）において必要な確認ができることから、住民票の写しの添付（届出書が電子申請の場合別途郵送）による提出を省略することができる。届出書に記載されている許可番号や届出受理番号が確認できない等、省略することができる書類の内容が需給調整システムに入力されている内容と異なる場合は、最新の内容が確認できる書類の提出や必要に応じて職業紹介事業又は労働者派遣事業の変更の届出等が必要であること。

ニ 届出の受理

イの届出書を受理したときは、特定募集情報等提供事業届出受理通知書（通達様式第1号）を厚生労働省（本省）から届出者に交付する。

ホ 違反の効果

(イ) 届出をしないで特定募集情報等提供事業を行ったときは、法第65条第7号に該当し、その違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

(ロ) 虚偽の届け出をしたときは、法第66条第7号に該当し、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処される場合がある。

ヘ 届出情報の人材サービス総合サイトへの反映

求職者が安心して特定募集情報等提供事業者のサービスを利用できるようにするため、事業開始の届出をした特定募集情報等提供事業者に関する以下の情報が人材サービス総合サイトに掲載され、検索機能により特定募集情報等提供事業者の選択や提供するサービスに関する情報等を確認できることとなる。

(イ) 氏名又は名称

(ロ) 住所

(ハ) 提供する主なサービスの名称、職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの及びURL

(ニ) 届出受理番号

(ホ) 届出受理年月日

ト 人材サービス総合サイトの掲載情報の修正

イの届出書を受理したときは、人材サービス総合サイトの掲載情報を届出者が自ら人材サービス総合サイト上で当該情報を修正できるための認証・ログイン用ユーザーID及びパスワード通知書を、厚生労働省（本省）から届出者に対し、交付する。なお、届出者が当該通知書を紛失等した場合には、厚生労働省（本省）から届出者に対し、再発行をすることが可能であること。

チ メールアドレスの登録

厚生労働省（本省）から事業開始の届出をした特定募集情報等提供事業者に対し、事業概況報告書の提出に係る必要な情報等を提供するため、事業開始の届出とともに当該提供先となるメールアドレスを登録するよう促すこと。登録様式（Excel）は、e-Gov 電子申請の「特定募集情報等提供事業の届出」のWebサイトにあるので案内すること。

(2) 変更の届出

イ 特定募集情報等提供事業者は、事業開始に当たって届け出た事項（氏名又は名称、住所、法人代表者氏名、電話番号又は職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可番号若しくは届出受理番号）に変更があったときは、特定募集情報等提供事業変更届出書（様式第8号の4）を提出することにより、変更に係る事実のあった日の翌日

から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない（法第 43 条の 2 第 2 項及び規則第 31 条の 2 第 4 項）。

- ロ イの届出書の提出は、原則、電子政府の総合窓口 e-Gov 電子申請を通じて行うこと（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）。書面による届出を希望する事業者には、電子申請の利便性（※）が理解されるよう努め、行政の事務の効率化に資するよう積極的に電子申請による届出を促すこと。

※e-Gov 電子申請の主な利便性

- ①本届出の e-Gov 電子申請は電子署名（電子証明書）が不要であり費用がかからないこと
- ②パソコン等で作成した届出書の電子ファイルを送信するだけで簡単かつ短時間で済ませられること（ただし個人（事業主）は別途住民票の写しの郵送が必要）
- ③e-Gov 電子申請（の本手続きページやサイト内）に視覚的に分かりやすい手順解説があり、初心者でも利用できること
- ④届出・提出後の状況（受理済等）も e-Gov 電子申請サイト内で確認できること
- ⑤届出受理通知書が遅滞なく交付できること

- ハ イの届出書には以下の書類を添付しなければならない。

- (イ) 届出をしようとする者が法人である場合 当該法人の登記事項証明書 1 部

ただし、厚生労働省（本省）において登記情報連携システムにより登記事項証明書を手入できるため、登記事項証明書の添付を省略することができる。厚生労働省（本省）において、登記情報連携システムにより確認ができない場合は、厚生労働省（本省）から当該法人に対して、登記事項証明書（1 部）の別途郵送による提出を求めることとなる。

- (ロ) 届出をしようとする者が個人である場合 当該個人の住民票の写し 1 部

特定募集情報等提供事業届出書の「④名称」と「⑤所在地」に記入した氏名及び住所と同一の住民票の写しを添付（届出書が電子申請の場合別途郵送）する必要がある。

ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の許可若しくは届出番号を得ている者は、届出書の「許可番号」欄や「届出受理番号」欄に必要な記載をすることにより、厚生労働省（本省）において必要な確認ができることから、住民票の写しの添付（届出書が電子申請の場合別途郵送）による提出を省略することができる。届出書に記載されている許可番号や届出受理番号が確認できない等、省略することができる書類の内容が需給調整システムに入力されている内容と異なる場合は、最新の内容が確認できる書類の提出や必要に応じて職業紹介事業又は労働者派遣事業の変更の届出等が必要であること。

- ニ 届出の受理

イの届出書を受理したときは、特定募集情報等提供事業届出変更受理通知書（通達様式第 2 号）を厚生労働省（本省）から届出者に交付する。

- ホ 違反の効果

変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、法第 66 条第 8 号に該当し、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処される場合がある。

へ メールアドレスの登録

厚生労働省（本省）から事業開始の届出をした特定募集情報等提供事業者に対し、事業概況報告書の提出に係る必要な情報等を提供するため、変更の届出とともに当該提供先となるメールアドレスの登録の有無を確認し、未登録の場合は登録を促すこと。登録様式（Excel）は、e-Gov 電子申請の「特定募集情報等提供事業の届出」の Web サイトにあるので案内すること。

ト 人材サービス総合サイトに公開された情報に係る変更手続等

(イ) (1)の届出後、特定募集情報等提供事業者が届け出た事項等について、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」において公表される。

(ロ) イのとおり、特定募集情報等提供事業者は事業開始に当たって届け出た事項（氏名又は名称、住所、法人代表者氏名、電話番号又は職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可番号若しくは届出受理番号）に変更があったときは、変更の届出を行う必要がある。一方で、変更の届出を行う必要がない事項であって、人材サービス総合サイトに公表された事項（提供する主なサービスの名称、職業安定法第 4 条第 6 項に掲げる行為のうち該当するもの、URL）に変更があったとき又は公表事項の追加を希望するときは、特定募集情報等提供事業者は（1）の届出後に厚生労働省（本省）から付与された人材サービス総合サイトにログインするためのユーザー ID 及びパスワードを使用することにより、人材サービス総合サイトにおける公表事項を変更又は追加することができる。

(3) 事業廃止の届出

イ 特定募集情報等提供事業者は、届け出た特定募集情報等提供事業を廃止したときは、特定募集情報等提供事業廃止届出書（様式第 8 号の 5）を提出することにより、当該特定募集情報等提供事業を廃止した日から 10 日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。（法第 43 条の 2 第 3 項及び規則第 31 条の 2 第 5 項）

ロ イの届出書の提出は、原則、電子政府の総合窓口 e-Gov 電子申請を通じて行うこと（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）。書面による届出を希望する事業者には、電子申請の利便性（※）が理解されるよう努め、行政の事務の効率化に資するよう電子申請による届出を促すこと。ただし、事業廃止の届出により今後、事業概況報告書等の提出が想定されないため、促してもなお希望する場合は、書面による届出手続きに移行すること。

※e-Gov 電子申請の主な利便性

- ①本届出の e-Gov 電子申請は電子署名（電子証明書）が不要であり費用がかからないこと
- ②パソコン等で作成した届出書等の電子ファイルを送信するだけで簡単かつ短時間で済ませられること

- ③届出・提出後の状況（受理済等）も e-Gov 電子申請サイト内で確認できること
- ④e-Gov 電子申請（の本手続きページやサイト内）に視覚的に分かりやすい手順解説があり、初心者でも利用できること

ハ 届出の受理

イの届出を受理したときは、特定募集情報等提供事業廃止届出受理通知書（通達様式第3号）を厚生労働省（本省）から届出者に交付する。

ニ 違反の効果

廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、法第66条第8号に該当し、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処される場合がある。

2 特定募集情報等提供事業者による事業概況報告書の提出

イ 特定募集情報等提供事業者は、毎年8月31日までに、6月1日時点における事業の実施の状況について、特定募集情報等提供事業概況報告書（様式第8号の6）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない（法第43条の5及び規則第31条の3第1項）。

ロ 事業概況報告書の提出は、原則、電子政府の総合窓口 e-Gov 電子申請を通じて行うこと（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）。この際、電子署名については不要であること。書面による提出を希望する事業者には、電子申請の利便性（※）が理解されるよう努め、行政の事務の効率化に資するよう積極的に電子申請による提出を促すこと。

※e-Gov 電子申請の主な利便性

- ①本提出の e-Gov 電子申請は電子署名（電子証明書）が不要であり費用がかからないこと
- ②パソコン等で作成した届出書等の電子ファイルを送信するだけで簡単かつ短時間で済ませられること
- ③届出・提出後の状況（受理済等）も e-Gov 電子申請サイト内で確認できること
- ④e-Gov 電子申請（の本手続きページやサイト内）に視覚的に分かりやすい手順解説があり、初心者でも利用できること

ハ 事業概況報告書の公表項目の人材サービス総合サイトへの反映

人材サービス総合サイトに掲載されている特定募集情報等提供事業者に関する情報については、1の（1）のトにより修正することが可能であるほか、提出された事業概況報告書の「I. 公表項目」にある情報に更新されるものであること。なお、提出から当該更新までは一定の期間を要することとなる。

ニ メールアドレスの登録

厚生労働省（本省）から事業開始の届出をした特定募集情報等提供事業者に対し、事業概況報告書の提出に係る必要な情報等を提供するため、当該提供先となるメールアドレスの登録の有無を確認し、未登録の場合は登録を促すこと。登録様式（Excel）は、e-Gov 電子申請の「特定募集情報等提供事業の概況報告書の提出」のWebサイトにあるので案内すること。

3 その他の手続等

(1) 事業組織の変更に関する手続等

イ 事業開始の届出を要する事業組織の変更

(イ) 現に届出を行った個人事業主が法人化する場合は、新たな事業組織により新たに事業開始の届出を行う必要がある。

(ロ) 事業開始の届出後は直ちに従前の事業を廃止させること。

ロ 事業開始の届出を要しない事業組織の変更

特定募集情報等提供事業を行っている特例有限会社の株式会社への商号変更、持分会社の種類の変更（合名会社・合資会社・合同会社間での変更）、持分会社から株式会社への組織変更が行われる場合には、事業者の名称等に係る変更届によることとして差し支えない。

(2) 個人事業主が死亡した場合の手続等

個人事業主が死亡した場合には、特定募集情報等提供事業の届出の効力は自然消滅する。また、死亡した個人事業主の事業を継続し、引き続き特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、直ちに事業開始の届出を行う必要がある。

(3) 法人の合併等の手続

法人の合併等に際し、消滅する法人が特定募集情報等提供事業の届出を行っており、合併後存続する法人又は合併により新たに設立される法人が引き続き特定募集情報等提供事業を行おうとする場合等には、事業開始の届出を行う必要がある。

イ 吸収合併（会社法第2条第27号）の場合の取扱い

(イ) 合併後存続する法人においては、合併後に特定募集情報等提供事業を行う場合、消滅する法人において事業開始の届出を行っていたが、存続する法人で事業開始の届出を行っていないのであれば、新たに事業開始の届出を行う必要がある。

(ロ) 合併後に特定募集情報等提供事業を行う場合であって、存続法人が事業開始の届出を行っていたときについては、新たに事業開始の届出を行う必要はないが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行う必要がある。

ロ 新設合併（会社法第2条第28号）の場合の取扱い

新設合併の場合（合併する法人がすべて解散し、それと同時に新法人が設立される場合）には、合併後に特定募集情報等提供事業を行う場合は、新たに事業開始の届出を行う必要がある。この場合、届出時には新法人の主体がないため、特例的に合併後の予定に基づいて届出書を記載するものとし、新法人設立後、予定どおり設立された旨を報告させる必要がある。

ハ 営業譲渡、譲受の場合の取扱い

イに準じた取扱いとなる。

(4) 会社分割の場合の取扱い

イ 新設分割の場合（会社法第2条第30号）

分割により新たに創設した法人（以下「分割新設法人」という。）に、分割する法人の営業を承継させる新設分割の場合には、分割する法人が事業開始の届出を行っている場合であっても、分割新設法人が特定募集情報等提供事業を行う場合は、新たに事業開始の届出を行う必要があり、(3)のロに準じて取り扱うものとする。

ロ 吸収分割（会社法第2条第29号）の場合

既に存在する他の法人に、分割する法人の営業を承継させる吸収分割の場合には、イに準じて取り扱うものとする。

(5) 特定募集情報等提供事業届出受理通知書の再交付手続

イ 特定募集情報等提供事業届出受理通知書（以下「受理通知書」という。）の交付を受けた者が、受理通知書を亡失し、又は受理通知書を滅失したときは、特定募集情報等提供事業届出受理通知書再交付申出書（通達様式第4号）を厚生労働省（本省）に提出することにより、受理通知書の再交付を受けることができる。

ロ 「亡失」とは受理通知書を無くすことであり、「滅失」とは受理通知書が物理的存在を失うことである。なお、「毀損」した場合も、その程度が重大なものについては「滅失」したものとして取り扱うこととして差し支えない。

ハ 特定募集情報等提供事業届出受理通知書再交付申出書を受理したときは、特定募集情報等提供事業届出受理通知書（通達様式第1号）を厚生労働省（本省）から申出者に交付する。